

環境学習ボランティア講師制度運営要領

（目的）

第1条 この要領は、市、事業者、学校、自治会、その他の市民団体等（以下「市民団体等」という。）が主催する環境保全に関する学習会等に、環境問題に精通しボランティアで環境学習を行おうとする市民、団体、事業者等（以下「環境学習ボランティア講師」という。）を紹介することにより、市民団体等の環境学習に関する活動を支援し、八千代市の環境の保全を図ることを目的とする。

（登録要件）

第2条 環境学習ボランティア講師制度に登録できる者は、この要領の目的に賛同し、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 成人で免許・資格又はそれに類するものを持っている者、もしくは豊かな経験と専門知識や技術を持つ者で、ボランティア講師として積極的に指導してもらえる者。なお、活動分野は、地球環境、地球温暖化防止、大気、水質、自然環境、動植物・昆虫、谷津・里山保全、自然観察、環境にやさしい暮らし、環境マネジメント、その他の環境学習とする。

（2） 政治、宗教、営利活動を目的としない者。

（3） 別表1に掲げる情報の公開に同意する者。

（登録申請等）

第3条 登録を希望する者は、環境学習ボランティア講師登録（新規・更新）申請書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項による申請において、必要に応じて参考資料の提出等を求めることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容の確認を行い、講師として登録する場合は、環境学習ボランティア講師登録決定通知書（第2号様式）により、申請者に登録を通知するものとする。

（登録事項変更等）

第4条 環境学習ボランティア講師の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、環境学習ボランティア講師登録事項変更届（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録事項を変更するものとする。

(登録取消)

第5条 市長は、次に掲げる各号のうちいずれかに該当するときは、登録者の登録を取消することができる。

(1)登録者より環境学習ボランティア講師登録取消届(第4号様式)の提出があったとき。

(2)登録者が本制度の目的又は登録要件に反する行為をしたとき。

(3)申請内容に虚偽があったとき。

(4)その他本制度の運営上支障があると認められたとき。

2 市長は、登録を取消した場合は、環境学習ボランティア講師登録取消通知書(第5号様式)により登録者に通知するものとする。

(登録期間)

第6条 登録できる期間は、4月1日(年度途中に登録した場合はその日)から登録年より5年後の3月31日までとする。

2 登録の更新を希望する場合は、環境学習ボランティア講師登録(新規・更新)申請書(第1号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、更新の申請は登録期間満了の3か月前からできるものとする。

(紹介の対象)

第7条 登録者を紹介する学習会等は、市民団体等が主催する学習会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

(1)市民の環境保全に関する知識の普及及び意識の高揚等環境学習の推進に資すると認められるものであること。

(2)市内に居住する者又は通勤、通学する者を対象として開催されるものであること。

(3)参加者が10名以上のものであること。

(4)政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(5)この要領の目的に沿ったものであること。

(紹介依頼等)

第8条 登録者の紹介を希望する学習会等を主催する者(以下「主催者」という。)は、原則として学習会等を開催する20日前までに環境学習ボランティア講師紹介依頼書(第6号様式)(以下「依頼書」という。)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による依頼があったときは、その内容を確認し、環境学習ボランティア講師紹介決定通知書(第7号様式及び第7号様式の2)により、

主催者及び登録者に通知するものとする。

- 3 紹介を受けた主催者は、登録者と直接交渉し、学習会等を開催するものとする。また、学習会等終了後は速やかに環境学習ボランティア講師実施結果報告書（第8号様式）により市長に報告するものとする。

（講師料等）

第9条 登録者の講師料は主催者と登録者との応談により決定するものとし、学習会等に係る経費の負担については主催者が負うものとする。

（免責事項）

第10条 市長は、市民団体等と環境学習ボランティア講師又は第三者との間に生じた紛争について一切の責任を負わないものとする。

（庶務）

第11条 この要領に関する事務は、環境政策課ゼロカーボンシティ推進室で掌る。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年9月13日から施行する。

別表第1（第2条第3号）

情報公開対象	公開する情報
不特定多数の者（市のホームページ等への掲載）	氏名・団体名，講習分野，講演内容

環境学習ボランティア講師制度 の利用を希望する者	「環境学習ボランティア講師登録（新規・更新）申請書」（第 1 号様式）に記載された内容
-----------------------------	---